

媒体名	物流ニッポン
掲載日	2021.11.12
掲載面	1面

大型・中型免許

受験資格緩和

19歳から、来年5月施行



ドライバー不足解消などを目的に導入

警察庁が5日公表した改正道路交通法の関係政令案で、トラックの大型・中型免許などの受験資格を「19歳以上 普通免許の保有歴1年以上」へ緩和する特例措置(特例取得免許)が、2022年5月13日に施行されることが分かった。また、大型が21歳、中型は20歳の通常の取得年齢までの期間に違反があった場合に課せられる「若年運転者講習」の対象となる違反点数を合計3点以上に規定。講習手数料は1講習(1時間)当たり2250円に設定する。(田中信也)

政令案では、20年6月12日公布の改正道交法に基づく、高齢運転者対策の推進及び運転免許の受験資格の見直しに関する規定などを整備するとともに、公布から2年以内となっていた施行期日を22年5月13日に確定。免許の受験資格の見直しでは、自動車運送事業に従事するドライバー不足解消などを目的に導入する、特例取得免許の大型・中型免許と、バス・タクシーの第二種運転免許の受験資格を19歳から取得できる特例取得免許について、新設する若年運転者講習の対象や欠格事由、手数料などを定めて

手数料1時間当たり2250円
違反3点で若年者講習

違反3点で若年者講習

いる。
大型・中型免許に関しては、若年運転者講習の対象となる基準を、通常の取得年齢(大型21歳、中型20歳)までの若年運転者期間に行つた違反の合計点数が3点以上(1回の違反行為で3点となる場合を除く)に定める。

また、若年運転者講習の修了者が、その後、若年運転者期間に再び違反点が3点以上に達した場合、特例取得免許は取り消される。

この場合、通常の取得年齢に達すれば、大型・中型免許を改めて取得できる。更に、若年運転者講習の1時間当たりの手数料について、物件費及び施設費などの100円、人件費1350円の合計で2250円に設定している。

なお、特例取得免許の条件として課せられる特例教習に関しては、自動車教習所側との調整を進めているが、時限数については、警察庁が設置した有識者会議の提言を踏まえて36時限後に設定される見通しだ。